

貸付の種類		貸付対象事業		貸付条件									利率の種類		償還の方法	
				固定金利方式			利率見直し方式									
				償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %							
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公 共 事 業 等	—			—			機構特別利率	半 年 賦 元利均等償還 又は 半 年 賦 元金均等償還					
			道	20	5	1.800	20	5	1.300							
			学 校 教 育 施 設 等 整 備 (太 陽 光 発 電 整 備)	15	3	1.500	15	3	1.300							
			社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	2.000	25	3	1.300							
			公 営 住 宅	25	5	2.100	25	5	1.300							
			教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	—			—									
			学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	—			—									
			義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	2.000	25	3	1.300							
			幼稚園その他の学校施設等	25	3	2.000	25	3	1.300							
			社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	2.000	25	3	1.300							
			一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	30	5	2.200	30	5	1.400							
			一 般 単 独	—			—									
			一 般	—			—									
			地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 事 業	20	5	1.800	20	5	1.300							
			被 災 施 設 復 旧 関 連 事 業	30	5	2.200	30	5	1.400							
			河 川 等 分	20	5	1.800	20	5	1.300							
			臨 時 高 等 学 校 改 築 等 分	30	5	2.200	30	5	1.400							
			出 資 金 ・ 貸 付 金 ・ 負 担 金	30	5	2.200	30	5	1.400							
			地 域 活 性 化	30	5	2.200	30	5	1.400							
			防 災 対 策	20	5	1.800	20	5	1.300							
			地 方 道 路 等 整 備	20	5	1.800	20	5	1.300							
			合 併 特 例	30	5	2.200	30	5	1.400							
			緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業													
			公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進													
			緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業													
			脱 炭 素 化 推 進 事 業													
			こ だ も ・ 子 育 て 支 援 事 業	25	3	2.000	25	3	1.300							
			辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	—			—									
			辺 地 対 策 事 業	—			—									
			簡 易 水 道 施 設 ・ 下 水 道 処 理 施 設	30	5	2.200	40	5	1.400							
			上 記 以 外 の 施 設	30	5	2.200	30	5	1.400							
			過 疎 対 策 事 業	—			—									
			簡 易 水 道 施 設 ・ 下 水 道 処 理 施 設 ・ 港 湾 施 設	30	5	2.200	40	5	1.400							
			出 資 及 び 上 記 以 外 の 施 設	30	5	2.200	30	5	1.400							
			過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業	12	3	1.300	12	3	1.200							
			臨 時 財 政 対 策 債	—			—									
			都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 に 対 す る 貸 付 け	—	—	—	30	3	1.300							
			上 記 以 外 の 地 方 公 共 団 体 に 対 す る 貸 付 け	—	—	—	20	3	1.300							
			公営企業債			水 道	—						—			
						上 水 道	30	5	2.200				40	5	1.400	
						簡 易 水 道										
						交 通	—						—			
						一 般 交 通	—						—			
						バ ス	5	1	0.800				—	—	—	
						電 車	13	3	1.300				13	3	1.200	
						車 庫 ・ 営 業 所	20	5	1.800				30	5	1.400	
						連 絡 船	15	3	1.500				15	3	1.300	
						高 速 鉄 道	30	5	2.200				40	5	1.400	
						病 院	—						—			
						病 院 ・ 診 療 所 ・ 看 護 師 宿 舎 ・ 職 員 宿 舎	30	5	2.200				30	5	1.400	
そ の 他	10	2				1.100	10	2	0.900							
下 水 道	30	5				2.200	40	5	1.400							
工 業 用 水 道	30	5				2.200	40	5	1.400							
電 気	—					—										
水 力 発 電	30	5				2.200	30	5	1.400							
廃 棄 物 発 電 ・ ご み 固 形 燃 料 発 電	15	3				1.500	15	3	1.300							
風 力 発 電	17	3				1.600	17	3	1.300							
太 陽 光 発 電																
ガ ス	25	5				2.100	25	5	1.300							
港 湾 整 備	—					—										
埋 立	30	5				2.450	40	5	1.700							
上 屋 ・ 倉 庫 ・ 貯 木 場	30	3				2.450	31	3	1.650							
荷 役 機 械 ・ 引 船	17	3				1.850	17	3	1.600							
介 護 サ ー ビ ス	30	5				2.200	30	5	1.400							
市 場	30	5				2.200	40	5	1.400							
と 畜 場	30	5				2.200	30	5	1.400							
観 光 施 設	—					—										
水 族 館 ・ 動 物 園 舎 等 の 建 築 物	18	3				1.900	18	3	1.600							
上 記 以 外 の 施 設	10	3				1.400	10	3	1.100							
駐 車 場	20	3	1.800	20	3	1.300										
産 業 廃 棄 物 処 理	10	3	1.400	10	3	1.100										
同意・許可前貸付	長 期 貸 付 の 対 象 事 業 す べ て		原則として長期貸付に振り替える日	1.150	—		基 準 利 率									

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「130年以内」とする。

備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金・負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。
この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特別事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。
本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

貸付の種類		貸付対象事業		貸付条件						利率の種類		償還の方法				
				固定金利方式			利率見直し方式									
				償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %							
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公 共 事 業 等	—			—			機構特別利率	半 年 賦 元利均等償還 又は 半 年 賦 元金均等償還					
			道 路	20	5	1.800	20	5	1.300							
			学 校 教 育 施 設 等 整 備 (太 陽 光 発 電 整 備)	15	3	1.500	15	3	1.300							
			社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	2.000	25	3	1.300							
			公 営 住 宅	25	5	2.100	25	5	1.300							
			教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	—			—									
			学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	—			—									
			義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	2.000	25	3	1.300							
			幼稚園その他の学校施設等	25	3	2.000	25	3	1.300							
			社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	2.000	25	3	1.300							
			一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	20	3	1.800	20	3	1.300							
			一 般 単 独	—			—									
			一 般	—			—									
			地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 事 業	20	5	1.800	20	5	1.300							
			被 災 施 設 復 旧 関 連 事 業	30	5	2.200	30	5	1.400							
			河 川 等 分	20	5	1.800	20	5	1.300							
			臨 時 高 等 学 校 改 築 等 分	30	5	2.200	30	5	1.400							
			出 資 金 ・ 貸 付 金 ・ 負 担 金	30	5	2.200	30	5	1.400							
			地 域 活 性 化	30	5	2.200	30	5	1.400							
			防 災 対 策	20	5	1.800	20	5	1.300							
			地 方 道 路 等 整 備	30	5	2.200	30	5	1.400							
			合 併 特 例													
			緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業													
			公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進													
			緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業													
			脱 炭 素 化 推 進 事 業													
			辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	—			—									
			辺 地 対 策 事 業	—			—									
			簡 易 水 道 施 設 ・ 下 水 道 処 理 施 設	30	5	2.200	40	5	1.400							
			上 記 以 外 の 施 設	30	5	2.200	30	5	1.400							
			過 疎 対 策 事 業	—			—									
			簡 易 水 道 施 設 ・ 下 水 道 処 理 施 設 ・ 港 湾 施 設	30	5	2.200	40	5	1.400							
			出 資 及 び 上 記 以 外 の 施 設	30	5	2.200	30	5	1.400							
			過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業	12	3	1.300	12	3	1.200							
			臨 時 財 政 対 策 債	—			—									
			都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 に 対 す る 貸 付 け	—	—	—	30	3	1.300							
			上 記 以 外 の 地 方 公 共 団 体 に 対 す る 貸 付 け	—	—	—	20	3	1.300							
		公営企業債	水 道	—			—									
			上 水 道	30	5	2.200	40	5	1.400							
			簡 易 水 道													
			交 通	—			—									
			一 般 交 通	—			—									
			バ ス	5	1	0.800	—	—	—							
			電 車	13	3	1.300	13	3	1.200							
			車 庫 ・ 営 業 所	20	5	1.800	30	5	1.400							
			連 絡 船	15	3	1.500	15	3	1.300							
			高 速 鉄 道	30	5	2.200	40	5	1.400							
			病 院	—			—									
			病 院 ・ 診 療 所 ・ 看 護 師 宿 舎 ・ 職 員 宿 舎	30	5	2.200	30	5	1.400							
			そ の 他	10	2	1.100	10	2	0.900							
			下 水 道	30	5	2.200	40	5	1.400							
			工 業 用 水 道	30	5	2.200	40	5	1.400							
			電 気	—			—									
			水 力 発 電	30	5	2.200	30	5	1.400							
			廃 棄 物 発 電 ・ ご み 固 形 燃 料 発 電	15	3	1.500	15	3	1.300							
			風 力 発 電	17	3	1.600	17	3	1.300							
			太 陽 光 発 電													
			ガ ス	25	5	2.100	25	5	1.300							
			港 湾 整 備	—			—									
				埋 立	30	5	2.450	40	5	1.700						
				上 屋 ・ 倉 庫 ・ 貯 木 場	30	3	2.450	31	3	1.650						
				荷 役 機 械 ・ 引 船	17	3	1.850	17	3	1.600						
			介 護 サ ー ビ ス	30	5	2.200	30	5	1.400							
			市 場	30	5	2.200	40	5	1.400							
			と 畜 場	30	5	2.200	30	5	1.400							
			観 光 施 設	—			—									
				水 族 館 ・ 動 物 園 舎 等 の 建 築 物	18	3	1.900	18	3	1.600						
				上 記 以 外 の 施 設	10	3	1.400	10	3	1.100						
			駐 車 場	20	3	1.800	20	3	1.300							
			産 業 廃 棄 物 処 理	10	3	1.400	10	3	1.100							
				原則として長期貸付に振り替える日			1.150	—								
同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて			1.150			—		基 準 利 率							

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金・負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。
この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。
本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

貸付の種類		貸付対象事業		貸付条件								利率の種類	償還の方法
				固定金利方式			利率見直し方式						
				償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %				
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公 共 事 業 等	—			—			機構特別利率	半 年 賦 元利均等償還 又は 半 年 賦 元金均等償還		
			道	20	5	1,800	20	5	1,300				
			学 校 教 育 施 設 等 整 備 (太 陽 光 発 電 整 備)	15	3	1,500	15	3	1,300				
			社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	2,000	25	3	1,300				
			公 営 住 宅	25	5	2,100	25	5	1,300				
			教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	—			—						
			学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	—			—						
			義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	2,000	25	3	1,300				
			幼稚園その他の学校施設等	25	3	2,000	25	3	1,300				
			社 会 福 祉 施 設 整 備	25	3	2,000	25	3	1,300				
			一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	20	3	1,800	20	3	1,300				
			一 般 単 独	—			—						
			一 般	—			—						
			地域総合整備資金貸付事業	20	5	1,800	20	5	1,300				
			被災施設復旧関連事業	30	5	2,200	30	5	1,400				
			河 川 等 分	20	5	1,800	20	5	1,300				
			臨時高等学校改築等分	30	5	2,200	30	5	1,400				
			出 資 金 ・ 貸 付 金 ・ 負 担 金	30	5	2,200	30	5	1,400				
			地 域 活 性 化	30	5	2,200	30	5	1,400				
			防 災 対 策	20	5	1,800	20	5	1,300				
			地 方 道 路 等 整 備	30	5	2,200	30	5	1,400				
			合 併 特 例	30	5	2,200	30	5	1,400				
			緊急防災・減災事業										
			公共施設等適正管理推進										
			緊急自然災害防止対策事業	—			—						
			辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	—			—						
			辺 地 対 策 事 業	—			—						
			簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	2,200	40	5	1,400				
			上 記 以 外 の 施 設	30	5	2,200	30	5	1,400				
			過 疎 対 策 事 業	—			—						
			簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	2,200	40	5	1,400				
			出 資 及 び 上 記 以 外 の 施 設	30	5	2,200	30	5	1,400				
			過疎地域持続的発展特別事業	12	3	1,300	12	3	1,200				
			臨 時 財 政 対 策 債	—			—						
			都道府県・指定都市に対する貸付け	—	—	—	30	3	1,300				
			上記以外の地方公共団体に対する貸付け	—	—	—	20	3	1,300				
			公営企業債	水 道	—			—					
				上 水 道	30	5	2,200	40	5			1,400	
				簡 易 水 道									
				交 通	—			—					
				一 般 交 通	—			—					
				バ ス	5	1	0,800	—	—			—	
				電 車	13	3	1,300	13	3			1,200	
				車 庫 ・ 営 業 所	20	5	1,800	30	5			1,400	
				運 絡 船	15	3	1,500	15	3			1,300	
				高 速 鉄 道	30	5	2,200	40	5			1,400	
				病 院	—			—					
				病院・診療所・看護師宿舍・職員宿舍	30	5	2,200	30	5			1,400	
				そ の 他	10	2	1,100	10	2			0,900	
				下 水 道	30	5	2,200	40	5			1,400	
工 業 用 水 道	30	5		2,200	40	5	1,400						
電 気	—			—									
水 力 発 電	30	5		2,200	30	5	1,400						
廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3		1,500	15	3	1,300						
風 力 発 電	17	3		1,600	17	3	1,300						
太 陽 光 発 電	25	5		2,100	25	5	1,300						
ガ ス	25	5		2,100	25	5	1,300						
港 湾 整 備	—			—									
埋 立	30	5		2,450	40	5	1,700						
上 屋 ・ 倉 庫 ・ 貯 木 場	30	3		2,450	31	3	1,650						
荷 役 機 械 ・ 引 船	17	3		1,850	17	3	1,600						
介 護 サ ー ビ ス	30	5		2,200	30	5	1,400						
市 場	30	5		2,200	40	5	1,400						
と 畜 場	30	5		2,200	30	5	1,400						
観 光 施 設	—			—									
水族館・動物園舎等の建築物	18	3		1,900	18	3	1,600						
上 記 以 外 の 施 設	10	3	1,400	10	3	1,100							
駐 車 場	20	3	1,800	20	3	1,300							
産 業 廃 棄 物 処 理	10	3	1,400	10	3	1,100							
同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて	原則として長期貸付に振り替える日			1,150	—	基 準 利 率						

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び同据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策及び令和2年7月豪雨対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(関連))については、「30年以内」とする。

備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害復旧資金貸付金に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。
この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。
本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。